

## 平成28年度第2回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成28年9月14日（木）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者 委員9名 欠席1名

出席：越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、ムン委員、吉井委員  
事務局5名

4. 議事

- (1) 今後の条例案検討の進め方について
- (2) (仮称) 男女平等・男女共同参画推進条例案の検討

5. 意見要旨

○事務局：今後、委員会での検討の進め方としては、目的や理念を先に検討して、その後に個別施策と推進体制を検討するという流れとしたい。

○委員：先に前文や目的、理念のあり方がどのようなものかはっきりすると、個々の条文に何をいれていくのかが決まりやすいのではないのだろうか。

○事務局：条例前文の論点は、前文を設けるのかどうか、また、前文を設ける場合の目的、意味、期待する効果とはどのようなものか検討していただきたい。条例を制定するにあたり、条例の理念を強く宣言するためには前文があったほうがわかりやすいと考え、前文を設ける形で提案を作成した。前回、国立市らしい条例を作りたいという意見が出たのでその視点で2例を挙げる。(1)は、平和人権施策及び男女平等施策において共通の理念となり、市総合基本計画の中でもうたわれている「人間を大切にすまち」を生かした形で作成した。(2)は国立市の歴史について触れ、国立市は文教都市であることを全面に出したことを特徴として作成した。

続いて、条例策定の目的の論点としては、条例制定の目的、意味、期待する効果を明確にする必要がある点と考える。計画と異なる条例の特徴としては、行政と市民と事業者等の責務を明らかにできる点にある。また、「男女平等参画」と「男女共同参画」のいずれの言葉を使用するかについて、事務局としては、「男女平等参画」のほうが、誰にとっても、子どもにとってもわかりやすい表現ではないかと考えて提案した。

基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条にある「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策などの立案及び決定の共同参画」、「家庭生活における活動とほかの活動の両立」、「国際協調」、この5つを基本的には取り入れる形になるのではないかと考える。また、国立市が文教都市という特徴から、教育に関する理念と、「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」も入れたほうが良いと考え基本理念に追加した。また、基本理念を推進する主体となる主語をどうするかだが、市計画等の内容も踏まえて「すべての人が性別にかかわらず」という形で統一した。

○委員：国立市の条例のあり方についてまず考えたい。事務局提案の基本理念をたたき台として、まず基本理念の部分から意見をだしてもらいたい。

○委員：最初、前文は要らないと思ったが、条文の形を整えるならば前文を入れてもよい。なるべく短く、読みやすく、難しい言葉を使わないで書くべきだと思う。また、条例は法律なので、条例に対する概念を皆一律に同じように持っておきたい。

- 委員：条例を制定する行為それ自体は、市議会が行い、また地方自治体の法令が条例であるとする。法律とは呼ばれない理由は、法律という言葉が使用されるのは国のほうだからではないか。
- 委員：国がつくった法律は、国がつくるということで唯一の立法機関だが、地方議会も立法機関であり、上下の関係はなく対等であるはずだ。
- 委員：この市民委員会についての話になるが、国立市男女平等推進市民委員会条例第5条に「委員長が会務を主宰する」という文言があるが、この「主宰」という言葉について今後変えてもらいたい。
- 事務局：その点については事務局でお預かりさせていただきたい。
- 委員：「副委員長は委員長を補佐する」という文言も削除してもらいたい。
- 事務局：会議の内容や運営は事務局で担当しているので、後日事務局のほうにお尋ねいただき、本日は条例の内容について審議をお願いしたい。
- 委員：条例をつくる理由として、例えば市長が交代しても、市政方針が変わらないため条例は必要と思う。
- 委員：条例の内容について、行政が守れなかったり実行できなかったりした場合の罰則はどうか。
- 委員：罰則規定を設けることもできる。
- 委員：国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画を策定する際に委員会で議論した思いや内容を条例に盛り込んでいきたい。例えば、責務の主語を「男女」ではなく「すべての人」にしたことは計画に沿っている。それから、「すべての人が性別にかかわらず」の文言を「性別や性自認にかかわらず」にすると、LGBTを入れ込むことができる。
- 委員：様々な人に対しての配慮が届いた条例にしたい。推進計画を検討した際に、あらゆる場面においても性別に起因する暴力や差別をなくしていきたいという話が出ていた。
- 委員：今話し合った内容を前文に入れるのは難しいので、前文をどうするのかを先で話すべきか。
- 委員：前文を先に決めてしまうのは難しく、理念の話にも関わるため、分けられるものではないと思う。現時点ではLGBTへの配慮について基本理念に入り込みきれているとは言い難い。
- 委員：性自認及び性的指向等の文言を、基本理念または前文にうまく文章化したい。男女平等参画が私たちの日常生活でどれだけ頻繁に考えるものなのかと思うと、せっかく国立市が条例をつくるのであれば、国の法律ではないため、できるだけ市民側に立った条例が欲しいと個人的には思う。
- 委員：「リプロダクティブ・ヘルス」は家庭内の一番プライバシーに係る部分なので、条例に入ることに違和感を覚える。夫婦の間等で決めてもらうこととして条例でとりあげる問題ではないと思う。
- 委員：家庭内のことについて、これまで行政の介入が難しかったということが社会的にある。むしろ、すべての人が妊娠、出産、育児等について、ある程度の理解や知識がなければ、結局自分がどう望むのか考えることもできない上に、考えたときにそれを実行に移せないという状況がある。個人がきちんと選択して、また実行できるようになるという意味で、「リプロダクティブ・ヘルス」を条例の中に入れていくというのは重要なのではないかと思う。主語の表記について、「男女」は、ジェンダーという言葉が含み得るような男女以外の範囲を捉えきれない言葉である。「男女」より「すべての人」がよいと思うが、「すべての人」と言ったときに、読み手が私のこととして引き受けない可能性がある。「男女」は、ある意味とても迫りくる言葉であると思う。教育に関する理念を追加するかについては、追加してきちんと取り組んでいくという姿勢があるといいと思う。
- 委員：「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」に関する部分は、学校教育や子の養育と、妊娠、出産、育児等を一つにまとめて表現したほうが良いのではないか。それから推進主体だが、事業者や経営者が男女平等参画の視点から人材育成をすることが企業発展にもつながると思うので、国立市もきちんとした形で明記するほうがよい。「事業者等」の「等」に指し示すものは何になるのか。
- 事務局：推進主体に市、市民、事業者の他に「その他の団体」と入れている市がある。

- 委員：事業者等の「等」については、自治会や保護者会、PTAまで広く捉えることができ、「団体」のような定義になるだろうと思う。
- 事務局：答申案には、注釈、解釈、逐条等を加えるそのようなことも可能である。
- 委員：前文を入れることは賛成だが、長過ぎず、国立市の良さを出しながら主旨を伝えるのがいい。
- 委員：「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」について、子どもを持たない選択肢等を考えることは大切なことであると思っているので、何かの形で取り込めていけたらいいと思う。
- 委員：国立市として、性の多様性や性的指向、性自認の内容を入れていくとすると、この「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」の問題はとても身近で、子どもを持たない選択があるということにも関わってくる。
- 委員：これからは様々なパートナーシップがあり得るし、認めていこうという世の中なので、「プライバシーに関わる場所に条例が踏み込むのか」という感覚は大切であり、行き届いた文章を目指したい。
- 委員：「リプロダクティブ・ヘルツ」という言葉だが、専門家には当然の言葉かもしれないが、少し違和感がある。例えば「完全に健康」な状態とは、誰が判断して、何を基準にそのように思うのか。このため、条例文案に入れる場合は慎重に議論したい。また、前文はできるだけ短く、一般の人たちが身近で使っている用語を使ったほうがいいと思う。
- 委員：文教地区指定等は大切な背景であると思うが、読み手の対象を広げたときにどう響くか気になる。「人間を大切にすまち」を基本理念として、このようなまちを目指していますと言われた方が、読み手にはすんなりと入ってくるのではないかと思う。
- 委員：「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」自体は「性と生殖に関する健康と権利」であるが、国立市は「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」条例ができたこともあり、障害や病気等への配慮も考えていけたらいい。
- 委員：DV等に関しては第5次男女平等・男女共同参画推進計画でも重点的に議論されてきていたが、現在マイナスになっているところを、少なくともイコールにしていかなければならないのだと思う。
- 委員：条例で目指す社会像については、「活力に満ちた」「いきいきと暮らす」等は非常に主観的なことばなので、「排除・差別・暴力等の危険がない」「安心・安全である」という文言の方が望ましい。
- 委員：「いきいき」という修飾語は条例では適切ではないと思う。
- 委員：「いきいき」という言葉に込めた思いは、排除や暴力におびえなくて済むということだと思う。もし社会的名声や経済的な富を得ていても、差別や暴力におびえてれば、それは「いきいき」ではないわけで、そういうことを言いたかったのではないだろうか。
- 委員：個人の選択が尊重されることが伝わる内容になると良い。それから、「すべての人が性別にかかわらず」となっているが、「すべての人」には、性別に関わらないことは全部含まれているのではないかと疑問がでてきた。
- 事務局：今回の条例は、「性別」を切り口とした理念条例を策定したいと考えている。
- 委員：条例の名称に「男女平等」等の言葉を入れることで、人権条例ではないと認識できる。
- 事務局：充実した議論、ありがとうございました。いただいた意見を反映した上で、次回までに事務局にて文案を作成いたします。